

こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- | | |
|------------|---------------------------|
| (1) 業務名 | こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「業務説明書」のとおり |
| (3) 委託期間 | 契約締結日から令和6年3月20日まで |
| (4) 業務場所 | 豊橋市の指定する場所 |
| (5) 契約上限金額 | 金9,400千円（消費税及び地方消費税を含む。） |

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
- ア 令和5年度豊橋市入札参加資格者名簿の大分類：役務の提供等、中分類：映画等製作・広告・催事業種、小分類：デザイン、細分類：展示物の製作等について登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (2) 過去10年以内に、元請けとして類似の公共施設等（500㎡以上の常設の展示室等）の展示製作（リニューアルを含む）の設計を履行した実績を有する者
- ※類似の公共施設等：屋内のこどもを対象とした遊び場や児童館、科学館、博物館等の展示室等

3 担当部局

こども未来部 こども未来館

〒440-0897

愛知県豊橋市松葉町三丁目1番地 こども未来館

電話：0532-21-5526 ファックス：0532-56-5552

電子メールアドレス：coconico@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の作成

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要（様式2）並びに類似の公共施設等（500㎡以上の常設の展示室等）の展示製作（リニューアルを含む）の設計業務の受注実績（企業の本店、支店、営業所等を含む業務の実績についてそれぞれ5件まで）について、業務実績表（様式3）に記載すること。なお業務実績表には、記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績表（様式3）及び必要とする添付書類

(2) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(3) 提出先

3 担当部局と同じ

(4) 提出方法

持参（こども未来館の休館日を除く毎日午前9時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(5) 提出期限

令和5年4月27日（木） 午後5時必着

6 参加意向申出に関する質問

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 質問先

3 担当部局と同じ

(2) 質問期間

令和5年4月13日（木）～令和5年4月20日（木）午後5時まで

(3) 質問方法

質問書（様式4）に必要事項を記載し、持参、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。

(4) 回答 令和5年4月24日（月）

豊橋市ホームページ内（こども未来部こども未来館）に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/17786.htm>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、提案資格確認結果通知書（様式5）により、提案書等の提出について通知する。

※令和5年5月2日（火）発送予定

8 現地説明会の開催

現地説明会の参加希望者は、下記により参加申込書を提出すること。

(1) 開催日

令和5年5月11日（木）

(2) 申込書提出期限

令和5年5月8日（月）

(3) 申込提出先

3 担当部局と同じ

(4) 申込書提出方法 現地説明会参加申込書（様式6）によりファックス又は電子メールにより提出すること。必ず電話にて到達確認を行うこと。

※見学時間等の詳細は調整のうえ、決定次第通知します。

9 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限の写真、イラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたもの（設計図、模型）を求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、特記仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(2) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。

ウ 設計図、模型（模型写真を含む）、透視図等は使用しないこと。

エ 提案書に提案者を特定することができる内容の記述（社名・ロゴ等）を記述しないこと。

10 提案書の作成

提案書の様式は次に示すとおりとする。

(1) 業務の実施方針（任意様式A4サイズ横片面1枚）

(2) 業務の実施体制

ア 業務実施体制（様式7-2 A4サイズ縦片面）

イ 予定責任者、担当者の経歴等（様式7-3 A4サイズ縦片面）

(3) 業務実施スケジュール（任意様式A3サイズ横片面1枚）

(4) 評価テーマに対する提案（任意様式A3サイズ横片面 I～IVの各テーマにつき1枚）

【評価テーマ】

- I. 「遊びや社会体験等を通じた学びの充実」についての提案
- II. 「年齢に応じた遊びや体験内容の充実」についての提案
- III. 「リピーター確保に向けた飽きさせない、遊びやすい工夫」についての提案
- IV. 「空間利用、ゾーニング」についての提案

(3) 参考見積及び見積金額内訳書（様式は任意）

(4) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

1 1 提案書等の提出方法

(1) 提出書類及び部数

ア 提案書鑑文（様式7-1） 1部

イ 提案書（様式7-2,3ほか10で定めるもの） 正本1部、副本8部

正本、副本ともに左綴（2穴）ファイリングにより提出すること

A3サイズの様式はA4サイズに折りファイリングすること

副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと

ウ 見積書及び見積内訳書（様式は任意）各1部

(2) 提出先

3 担当部局と同じ

(3) 提出方法

持参（こども未来館の休館日を除く毎日午前9時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）とする。

(4) 提出期限

令和5年5月29日（月） 午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

1 2 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は選定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

1 3 実施要領、業務説明書（仕様書）等に対する質問及び回答

- (1) 質問しようとする者は、質問書（様式4）に必要事項を記載し、ファックス又は電子メールで送信すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。
- (2) 質問の受付場所
3 担当部局と同じ
- (3) 質問の受付期間
令和5年5月9日（火）から令和5年5月15日（月）午後5時まで
- (4) 回答 令和5年5月19日（金）
豊橋市ホームページ内（こども未来部こども未来館）に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。仕様の補足等が掲載されることもあるので、提案書等の提出前に必ず確認すること。
<https://www.city.toyohashi.lg.jp/17786.htm>

1 4 評価の手續及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

- (1) 第一次審査（書面審査）
日程 令和5年6月9日（金） 予定
なお、提案者が多数の場合には、第二次審査対象者を3者程度に絞り込むものとし、提案者が少数の場合は第二次審査予定日に書面審査とプレゼンテーション、ヒアリングを行うものとする。
第一次審査の結果については、電子メール及び郵送で通知する。
- (2) 第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
日程 令和5年6月23日（金） 予定
時間、場所及び留意事項等については別途通知する。
なお、出席者は2名以内（うち1名は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、時間は1者あたり30分程度（説明15分、質疑15分程度）を予定している。
- (3) 評価基準
別紙「評価基準」による。
- (4) 契約候補者の特定
 - ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手續を行う。
 - イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。
 - ウ 評価委員会各委員の持ち点（160点）を合算した値（800点）の5割（400点）を最低基準点とし、各委員の評価点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。提案者が1者の場合は、評価項目「業務見積価格」を除く持ち点（150点）を合算した値（750点）の5割（375点）を最低基準点とする。
 - エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手續を行うものとする。
 - オ 各委員の合算した評価点が同点だった場合は、審査項目の「テーマに対する提案」において評価が高い提案書を優先とし、その項目も同点だった場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により優先者を決定する。

1 5 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「審査結果通知書（様式 8）」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務にかかる提案書の特定及び特定理由について（様式 9）」を豊橋市こども未来部こども未来館内において配置し、これを閲覧させること及び 3 の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して 5 日（土・日曜日、祝日・休日、こども未来館の休館日を含まない。）以内の午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して 5 日以内に書面により行う。

1 6 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1 7 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

18 その他

- (1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式 10）を持参（こども未来館の休館日を除く毎日 9 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送により速やかに提出すること。
- (2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）によるものとする。

審査項目	評価観点	配点
第一次審査（書面審査）		配点 [120点]
業務の実施方針・提案者の経験・能力等	業務の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務に対する基本的な考え方（コンセプト）等について、公共性や戦略性を踏まえた魅力的な内容となっているか評価する。 ・本業務に対する基本的な考え方等について、業務の目的や業務内容を理解し、市が示す整備方針に沿う内容となっているか評価する。
	業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・予定業務責任者と業務担当者が、過去に担当した同種業務の実績について評価する。 ・本業務に専従できる予定業務担当者等の配置について評価する。
	業務の実施スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を適切に履行できる計画が立てられているか評価する。
テーマに対する提案	テーマⅠ 遊びや社会体験等を通じた学びの充実について <ul style="list-style-type: none"> ・先進性や独創性があり、社会の疑似体験、多様な遊びや体験、地域連携による体験を通じた学びを充実する提案となっているか評価する。 	20
	テーマⅡ 年齢に応じた遊びや体験内容の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・先進性や独創性があり、各年齢層に応じた遊びや体験を充実し、バランス良く配置することで、ターゲットとする全ての年齢層の子どもや保護者の満足度を高める提案となっているか評価する。 	20
	テーマⅢ リピーター確保に向けた飽きさせない、遊びやすい工夫について <ul style="list-style-type: none"> ・先進性や独創性があり、目新しさや新鮮さの確保、来館の動機の仕掛けづくり、遊びやすい、遊ばせやすい工夫により、リピーターが確保される提案となっているか評価する。 	20
	テーマⅣ 空間利用、ゾーニング等について <ul style="list-style-type: none"> ・テーマⅠ～Ⅲの提案との整合性が図られており、既存施設を効果的に生かした魅力の創出とともに、利用者にやさしい空間づくりにつながる提案となっているか評価する。 ・ワークショップの手法と意見の反映方法についての提案を評価する。 	20
業務見積価格	業務見積価格の評価 評価点の算出方法 【算定式】 評価点＝配点×最低見積価格/当該見積価格 ※小数点以下第2位を四捨五入	10 10
第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）		配点 [40点]
提案内容	○提案内容の総合評価 <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に説得力があり、論理的に裏付けられた魅力的な内容であるか評価する。 ・環境への配慮、多様な利用者（障がい者や外国人等）への配慮、安全性、公平性等が確保されているか評価する。 	30 30
課題対応力及びコミュニケーション能力	○課題対応力及びコミュニケーション能力 <ul style="list-style-type: none"> ・業務を実施する上での課題や問題点を把握し、課題への対応に向けた積極的かつ的確な提案がなされているか評価する。 ・質疑等への対応が的確であり、意見交換におけるコミュニケーション能力があるか評価する。 	10 10

(様式1)

参加意向申出書

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和5年4月13日付けで公告された下記業務に係るプロポーザルに関して参加を申し込みます。
なお、実施要領に記載された参加に必要な資格及び条件を全て満たしていることを誓約いたします。

記

1 業 務 名 こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務

(担当者連絡先)

担 当 部 署

担当者氏名

TEL:

FAX:

E-mail:

(様式2)

会 社 概 要

商号又は名称	
代表者職氏名	
所 在 地	
担当部署 の連絡先	担当部署名： 担当者名： 住所： 電話： ファックス： 電子メールアドレス：
設立年月日	
資本金	
売上高	
従業員数	名（令和 年 月末現在）
事業概要	
備 考	

(様式3)

業務実績表

業務名	
発注者	
履行期間	
業務の概要	
特筆すべき成果	
業務名	
発注者	
履行期間	
業務概要	
特筆すべき成果	
業務名	
発注者	
履行期間	
業務の概要	
特筆すべき成果	

※記載する業務実績は最大5件までとする。

※上記記載内容が確認できる書類（契約書の写し、受注証明書等）及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

(様式4)

質 問 書

業務名 こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務

上記業務のプロポーザル 参加意向申出書の提出 に関して、次の項目を質問します。
提案書の作成
※該当する方を○で囲んでください

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

商号又は名称：

代表者氏名：

担当者氏名：

電話番号：

F A X：

電子メール：

質 問 事 項 (簡潔に)

注意事項：質問がない場合は、質問書を提出する必要はありません。

(様式5)

提案資格確認結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

豊橋市長 浅井由崇

令和5年4月13日付けで公告された下記プロポーザルについて、提案資格確認結果と通知します。

記

- 1 件 名 こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務
- 2 履行場所 豊橋市の指定する場所
- 3 提案資格の有無

担当課：こども未来部こども未来館
電 話：0532-21-5526
FAX：0532-56-5552
E-mail：coconico@city.toyohashi.lg.jp

(様式6)

現地説明会参加申込書

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由崇 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

令和5年4月13日付けで公告された下記業務に係るプロポーザルに関する現地説明会の参加を申し込みます。

記

- 1 業 務 名 こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務

(担当者連絡先)

担 当 部 署

担当者氏名

TEL:

FAX:

E-mail:

(様式7-1)

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井由崇 様

(提案者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

提案書の提出について

下記業務に係る公募型プロポーザル方式の提案書の募集について、提案書を提出します。なお、本書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 業務の名称 こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務

2. 添付書類

- ・業務の実施方針（任意様式）
- ・業務実施体制（様式7-2）
- ・予定責任者、担当者の経歴等（様式7-3）
- ・業務実施スケジュール（任意様式）
- ・評価テーマに対する提案（任意様式）
- ・参考見積及び見積金額内訳書（任意様式）

記載担当者

所属：

職氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

(様式7-2)

業務実施体制

	予定者名 (担当する分野)	所属・役職	資格	
			資格の名称 (専門分野名称)	取得年月
業務責任者				
業務担当者				

- 注 1：業務担当者が複数の場合は担当する分野も記入し、主たる担当者の氏名に◎を付すこと
 2：資格欄には、取得している資格名（一級建築士等）及び（ ）内書きで専門分野、取得年月を記入すること
 3：資格及びその専門分野を証明する書類（資格証の写し等）を添付すること
 4：予定業務責任者、担当者ごとに、様式6の3に経歴等を記入添付すること
 5：業務責任者と業務担当者の兼務は認めない。

(様式7-3)

予定責任者、担当者の経歴等

区分	氏名	年齢	歳	実務経験	年
	業務経歴（業務名、発注機関名、実施時期、概要、立場等）				
	業務名	発注機関名	実施時期	概要 (契約金額含む)	立場（業務責任者 ・業務担当者区分）
	（同種業務）				
	手持ち業務の状況（令和5年4月末時点）				
	業務責任者の場合	手持ち業務の件数（ ）件			
	業務担当者の場合	ア. 本業務に専従できる イ. 上記以外			

- 注 1：業務実施体制に記載した業務責任者・担当者1人について1枚ずつ記載すること
 2：区分欄には、業務責任者又は業務担当者の別を記載すること
 3：業務経歴は、平成30年度以降に同種業務の実績のある場合は全て記載すること
 4：同種業務とは、類似の公共施設等(500㎡以上の常設の展示室等)の展示製作(リニューアルを含む)の計画策定や設計業務
 ※類似の公共施設等:屋内のこどもを対象とした遊び場や児童館、科学館、博物館等の展示室等
 5：手持ち業務の状況については、業務責任者においては、手持ち業務件数を記載し、業務担当者においては、該当する選択肢を○で囲むこと

(様式8)

審査結果通知書

令和 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名

豊橋市長 浅井由崇

貴社より提出のあった下記プロポーザルについて、審査結果を次のとおりお通知
します。

記

1 件 名 こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務

2 結 果

担当課：こども未来部こども未来館

電 話：0532-21-5526

FAX：0532-56-5552

E-mail：coconico@city.toyohashi.lg.jp

(様式9)

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井 由 崇

こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務
にかかる提案者の特定及び特定理由について

このことについて評価を実施した結果、別紙のとおり提案者を特定しました。

【問合せ先】

〒440-0897

豊橋市松葉町三丁目1番地

こども未来部こども未来館

電 話 : 0 5 3 2 - 2 1 - 5 5 2 6

F A X : 0 5 3 2 - 5 6 - 5 5 5 2

E-mail : coconico@city.toyohashi.lg.jp

(様式10)

辞 退 届

令和 年 月 日

豊橋市長 浅井由崇 様

(参加申込者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

こども未来館まち空間リニューアル基本計画等策定業務プロポーザルに参加を申込みましたが、都合により辞退します。

記載担当者

所 属 :

職氏名 :

電 話 :

F A X :

E-mail :